

長野県報

4月8日(月) 令和6年 (2024年) 第498号

目 次

告 示

長野県立自然公園条例に基づく県立自然公園事業の変更及び図書の縦覧(自然保護課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	3
基本測量の実施 (3件) (建設政策課)	3
公共測量の実施 (建設政策課)	4
公共測量の終了(11件)(建設政策課)	5
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	8

長野県告示第203号

長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)第6条の3第3項の規定により御岳県立公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び木曽地域振興局並びに王滝村役場において縦覧に供します。 令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
田の原園地	[区域] 木曽郡王滝村田の原

2 変更した事項

事業の規模(拡大)

自然保護課

長野県告示第204号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松本市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、松本市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第205号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 上田市(次の図に示す部分に限る。) 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第206号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安曇野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づく	V)	推准課
オホイント ノ \	.)	1世紀 1

長野県告示第207号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

報

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第208号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 長野市信更町涌池字柏山2462の7・2462の9 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第209号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 電子国土基本図(地図情報)修正

2	作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第210号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 空中写真撮影

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

長野市、上田市、須坂市、中野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、 下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第211号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 電子基準点測量

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

長野市、松本市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ケ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡川上村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村、下伊那郡大鹿村、木曽郡上松町、木曽郡木曽町、木曽郡木祖村、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、北安曇郡白馬村、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第212号

御代田町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 空中写真撮影 (地図情報レベル 500)

2 作業期間

令和6年4月1日から令和6年8月31日まで

	令和6年(2024年)4月8日	(月)	長	野	県	報	第498号 5
3	作業地域 北佐久郡御代田町						
							建設政策課
	<mark>野県告示第213号</mark> 国土交通省不動産・建設経済局地第 法第14条第2項の規定による公共測						B和24年法律第188号)第39条において準用する
	令和6年4月8日						長野県知事 阿 部 守 一
	作業種類 公共測量 航空レーザ測量 作業期間						
	令和5年10月25日から令和6年3月1 作業地域	15日まで					
	佐久市						建設政策課
	_						
	2項の規定による公共測量を終了し					24年法律	津第188号)第39条において準用する同法第14条
1	令和 6 年 4 月 8 日 作業種類						長野県知事 阿 部 守 一
2	公共測量 航空レーザ測量 作業期間						
3	令和5年4月17日から令和6年2月2 作業地域	29日まで					
	下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村						75-38 and Arte SE
	_						
長!	野県告示第215号						
	比陸地方整備局松本砂防事務所長が 2項の規定による公共測量を終了し					24年法律	津第188号)第39条において準用する同法第14条
	令和6年4月8日						長野県知事 阿 部 守 一
1	作業種類 公共測量 基準点測量、UAV レーザル	則量					
2	作業期間	00ロナベ					
3	令和5年5月10日から令和6年2月2 作業地域 松本市	いまりまじ (

建設政策課

長野	旧	生	=	绺	21	۵	
₩¥7	노	ᅲ	ᇌ	#	/ I	n	万

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量

2 作業期間

令和5年5月22日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第217号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量

2 作業期間

令和5年7月31日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

松本市、大町市、安曇野市

建設政策課

長野県告示第218号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量

2 作業期間

令和5年11月20日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第219号

中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法 第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

_		1117	LLes	
0	1/1	業	A.H	FLF.
	- 11	- *	*47	ΙĦ

令和5年6月19日から令和6年3月22日まで

3 作業地域

木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第220号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和5年8月10日から令和6年3月8日まで

3 作業地域

南佐久郡小海町

建設政策課

長野県告示第221号

小諸市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共 測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 航空写真撮影及びデジタルオルソデータ作成

2 作業期間

令和5年9月11日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

小諸市

建設政策課

長野県告示第222号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公 共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 数值地形図修正

2 作業期間

令和5年7月20日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第223号

箕輪町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共 測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真

2 作業期間

令和5年6月15日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

上伊那郡箕輪町

建設政策課

長野県告示第224号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和6年4月1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 弓 場 法
 - (2) 住所 長野市大字安茂里3728番地2
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局